

# 諸報告資料

(令和2年門真市教育委員会第7回定例会)

門真市教育委員会



諸報告第1号  
に関する資料

門 教 企 第 6 5 号  
令和2年8月7日

門真市教育振興基本計画策定委員会  
委員長 様

門真市教育委員会  
教育長 久木元 秀平

門真市教育振興基本計画について（諮問）

教育基本法第17条に基づく「門真市教育振興基本計画」の策定に関し、貴委員会の意見を求めます。

## 門真市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

	区分	委員 氏名	役 職
1	学識経験者	うらしま としゆき 浦嶋 敏之	関西外語大学 英語キャリア学部 教授
2	学識経験者	しんたに りゆうたろう 新谷 龍太郎	平安女学院大学短期大学部 保育科 准教授
3	学識経験者	の だ ふみこ 野田 文子	関西福祉科学大学 教育学部教育学科 教授
4	保護者の代表	うえむら り え 上村 梨恵	門真市P T A協議会
5	保護者の代表	まつだ かずや 松田 和也	門真市P T A協議会
6	門真市立 学校長	いわさ み な こ 岩佐 美奈子	門真みらい小学校長
7	門真市立 学校長	てらにし てるゆき 寺西 照之	門真はすはな中学校長
8	門真市立 学校教員	や ぎ あきこ 八木 明子	東小学校教頭
9	門真市立 学校教員	よしおか のりひろ 吉岡 記博	速見小学校首席

## 門真市児童生徒学習支援員設置要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業に伴い、児童及び生徒に著しい学習の遅れが生じることがないように、門真市立小学校及び中学校に門真市児童生徒学習支援員（以下「支援員」という。）を派遣することにより、未学習分を含む学習指導及び補充学習を円滑に実施し、児童及び生徒の教育環境の向上を図ることを目的とする。

(活動)

**第2条** 支援員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 授業中の個別の学習支援
- (2) 放課後等を実施する補充学習の支援
- (3) 前2号に掲げるもののほか、児童及び生徒の学習支援に係る業務の補助

(資格要件)

**第3条** 支援員は、第1号又は第2号に該当し、かつ第3号に該当する者とする。

- (1) 大学生、短期大学生又はこれらと同等の学力を有する者
- (2) 学校長が推薦する者
- (3) 教育に関心があり、児童及び生徒と良好な関わりを持てる者

(登録の方法)

**第4条** 支援員として登録を希望する者（以下「申込者」という。）は、門真市児童生徒学習支援員登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）により、教育長に申し込むものとする。

- 2 教育長は、前項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。

(登録の有効期間)

**第5条** 支援員の登録の有効期間は、登録を決定した日から当該日の属する年度の末日までとする。

(登録内容の変更)

**第6条** 登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）は、申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに教育長に届け出るものとする。

(登録の解除)

**第7条** 登録者は、登録の解除を希望するときは、教育長に申し出ることができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を解除することができる。

- (1) 第2条に規定する活動に支障があると認めたとき。
- (2) 支援員としてふさわしくない行為があったと認めたとき。
- (3) 第3条に規定する要件を欠くこととなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が適当でないとして認めたとき。

(派遣)

**第8条** 教育長は、登録者の中から活動日等を勘案し、適当と認める者を支援員として各学校に派遣するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2号に該当する登録者にあつては、原則として推薦する学校長の属する学校に派遣するものとする。ただし、同一の学校長から複数人の推薦があつた場合は、この限りでない。

(活動報告)

**第9条** 支援員は、支援員として活動を行ったときは、月ごとに、門真市児童生徒学習支援員活動報告書(様式第2号)を作成し、教育長に提出するものとする。

(活動時間等)

**第10条** 支援員の活動時間は、1日につき原則として4時間以内とする。

(報償費)

**第11条** 教育長は、支援員に、活動1時間当たり1,500円を支給する。

(守秘義務)

**第12条** 支援員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。登録を解除した後も同様とする。

(庶務)

**第13条** 支援員に関する庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において行う。

(委任)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、支援員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。